社会福祉法人宮原ハーモニー
一般事業主行動計画(次世代法・女性活躍推進法　一体型)

1．計画期間　　令和７年４月１日～令和１０年３月31日までの３年間

2．内容

目標１：女性職員の育児休業の取得率100%の維持と
男性職員の育児休業の取得率を85%以上とする。

＜対策＞
・令和７年４月～　各園、各施設における育児休業取得状況の把握
・令和７年４月～　管理職を対象とした研修の実施
・制度の周知
・育児休業前後及び育児休業中の職員に対するフォローアップの充実

目標２：仕事と家庭の両立を支援する制度の整備

＜対策＞
・令和７年４月～　職員面談、アンケートの実施
・令和７年４月～　管理職を対象とした研修の実施
・令和７年４月～　各園における問題点の検討及び定期的な会議の実施
・新たな制度を導入した際には随時周知

目標３：年次有給休暇の取得日数を職員１人当たり平均８０%以上とする。

＜対策＞
・令和７年４月～　有給休暇の取得日数の状況の把握
・令和７年４月～　管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
・令和７年４月～　各園、各施設における問題点の検討及び定期的な会議の実施

目標４：令和１０年３月までに、職員全員の所定外労働時間を１人あたり５時間未満とする。

＜対策＞
・令和７年４月～　所定外労働時間の原因の分析を行う
・令和７年４月～　管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
・令和７年４月～　各園、各施設における問題点の検討及び定期的な会議の実施